

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、川上村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が  
ありました。

令和八年二月六日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（地籍調査）

二 測量の地域 吉野郡川上村大字西河及び白川渡の各一部

三 測量の期間 令和八年一月十九日から同年三月二十五日まで